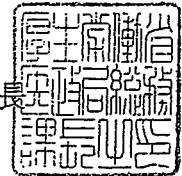




医政総発第0531001号
平成19年5月31日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長



医療療養病棟等から介護保険移行準備病棟等への移行に係る
一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可について

今般、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第204号）が公布されたことに伴い、「基本診療料の施設基準等の一部を改正する件の適用等について」（平成19年5月31日保医発第0531002号）が発出され、新たに介護保険移行準備病棟等に移行できる医療療養病棟等として、「医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る療養病棟」、「医療法第7条第3項の規定に基づき、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可を受けるとともに、介護老人保健施設等への移行準備計画を地方社会保険事務局長に届け出る有床診療所」等が示されたところである。

この場合に、一般病床から療養病床への病床の種別の変更の許可の手続を行うに当たっては、下記のように取り扱うものであることを、管下政令指定都市、保健所設置市、医療機関、関係団体等に周知願いたい。

記

病院又は診療所を開設した者が、当該病院又は診療所の病床の種別を一般病床から療養病床に変更しようとするとき、当該病院又は診療所の従業者の員数が、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条又は第21条の2に規定する従業者の員数の標準以下である状態が継続している場合であっても、医療法第7条第2項又は第3項に規定する変更の許可を与えることができるものであること。



第3 規則第31条の2第14号の規定に基づき厚生労働大臣が定める規格は、日本工業規格「JIS B 9927 (クーラー用エア用エアフイルタ性能試験方法)」に規定する試験方法による試験を行った場合に、JIS Z 8122 (コンタミネーションコントロール用) の4114に掲げる性能又はこれと同等以上の性能を有するものとする。

○厚生労働省告示第1151号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の二十九第三項及び第四項、第三十一条の三十第三項及び第四項、第三十一条の三十三第四項並びに第三十一条の三十四第四項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める三種病原体及び四種病原体等を次のように定め、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

- 1 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) C V S (Challenge Virus Standard) 株
- 2 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) E R A (Evelyn Rokinski Abelson) 株
- 3 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Fluory 株
- 4 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Fuenzalida S-51株
- 5 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Fuenzalida S-91株
- 6 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Kelev 株
- 7 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) L E P 株
- 8 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Nishigahara 株
- 9 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Paris Pasteur 株

10 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) P M (Pitman-Moore) 株

11 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) P V 株

12 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) S A D (Street-Alabama-Dufferin) 株

13 リツサウイルス属レニペーウイルス (別名狂犬病ウイルス) Yankovo-32株

第2 規則第31条の30第3項及び第4項並びに第31条の34第4項の厚生労働大臣が定める四種病原体等は、インフルエンザウイルスA属インフルエンザウイルス (血清型がH5N1又はH7N7であるものに限り)であつて、以下のいずれかの基準に適合するものとする。

- 1 4週齢から8週齢のニワトリに肺炎注射した際の死亡率が75%より低いこと
- 2 6週齢のニワトリにおける肺内接種病原性指数 (I V P I) が1.2以下であること
- 3 H A 蛋白の開放部位にこれまでに確認された強毒型のインフルエンザウイルスと類似の塩基性アミノ酸の連続配列がないこと

○厚生労働省告示第1151号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成十年厚生省令第九十九号)第三十一条の三十一第二項第九号、第三十一条の三十一第三項第三号及び同条第二項第七号、第三十一条の三十三第三項第三号及び同条第二項第八号並びに第三十一条の三十四第一項第三号及び同条第一項第八号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三十一条の三十一第二項第九号等の規定に基づき、厚生労働大臣が定める標識を次のように定め、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫



○厚生労働省告示第1151号

診療報酬の算定方法(平成十八年厚生労働省告示第九十二号)に基づき、基本診療料の施設基準等(平成十八年厚生労働省告示第九十三号)の一部を次のように改正し、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

第十一の五中「平成十八年六月三十日において現に療養病棟入院基本料1又は特殊疾患療養病棟入院料を算定する病棟であつて」を削り、「入院して」を「入院しつゝいる療養病棟に改め、ついで」を「第一、第二、第四及び第五の一(6)及び(7)を除く」の基準に適合し、「かつ」を加へ、第十一の六中「平成十八年六月三十日において現に有床診療所療養病床入院基本料1を算定する診療所である保険医療機関であつて」を削り、「入院して」を「入院しつゝいる診療所である保険医療機関の療養病床」に改め、「ついで」を「第一、第二、第四及び第六の一の基準に適合し」を加へる。

○厚生労働省告示第1151号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号)第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成十八年厚生労働省告示第五百七十四号)の一部を次のように改正し、平成十九年六月一日から適用する。

平成十九年五月三十一日
厚生労働大臣 柳澤 伯夫

- 第二項に次の一号を加へる。
- 九十九 定量的CTを用いた有限要素法による骨強度予測評価(骨粗鬆症、骨変形若しくは骨腫瘍又は骨腫瘍摘除術後若しくは骨髄炎摘除術後の症状に係るものに限る。)の施設基準
- イ 主として実施する医師に係る基準
- (1) 専ら整形外科に従事し、当該診療科に ついで六年以上の経験を有してゐること。
- (2) 日本整形外科学会の認定する整形外科専門医であること。
- (3) 当該療養に ついで一年以上の経験を有してゐること。
- (4) 当該療養に ついで、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施してゐること。

口 保険医療機関に係る基準

- (1) 整形外科を標榜してゐること。
- (2) 当該療養を実施する診療科におつて、普勤の医師が配置されてゐること。
- (3) 医療機器の保守管理を行う体制が整備されてゐること。
- (4) 当該療養に ついで五例以上の症例を実施してゐること。

○農林水産省告示第七百五十二号

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(平成十八年農林水産省令第六十九号)附則第一条及び第三条の規定に基づき、農林水産大臣が指定する地域を次のように指定し、平成十九年六月一日から施行する。

平成十九年五月三十一日
農林水産大臣臨時代理 国務大臣 若林 正俊

- 一 砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(次号において「整備省令」という。附則第二条の農林水産大臣が指定する地域は、鹿児島県の区域のうち、西之表市、奄美市、熊毛郡(中種子町及び南種子町に限る。)、及び大島郡(大和村、宇検村及び瀬戸内町を除く。))の区域並びに沖縄県の区域のうち、那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭郡、中頭郡及び島尻郡(与那原町、南風原町、伊是名村、久米島町及び八重瀬町に限る。)の区域とする。
- 二 整備省令附則第二条の農林水産大臣が指定する地域は、宮崎県の区域のうち、都城市、小林市、えびの市、北諸県郡、西諸県郡及び児湯郡(高鍋町に限る。)の区域並びに鹿児島県の区域のうち、鹿児島市、鹿屋市、枕崎市、阿久根市、出水市、指宿市、西之表市、垂水市、日置市、曾布志市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、指宿郡、川辺郡、出水郡、始良郡、始良町及び湧水町に限る。)、曾於郡、肝属郡及び熊毛郡(中種子町及び南種子町に限る。)の区域となる。